

会 議 録

会議の名称	第4回小金井市子ども・子育て会議		
事務局	子ども家庭部子育て支援課		
開催日時	令和元年11月25日(月) 19時から21時まで		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室		
出席者	委員	会長 倉持 清美 委員 会長職務代理 水津 由紀 委員 委員 北脇 理恵 委員 古源 美紀 委員 鈴木 恭子 委員 鈴木 隆行 委員 谷村 保宣 委員 長岡 好 委員 萬羽 郁子 委員 村上 邦仁子 委員 村上 洋介 委員 村田 由美 委員 欠席委員 浅野 正道 委員 石川 健一 委員 小川 順弘 委員	
	事務局	子育て支援課長 富田 絵実 子ども家庭支援センター等担当課長 秋葉 美苗子 子育て支援係長 福井 英雄 保育課長 三浦 真 保育政策担当課長 平岡 良一 児童青少年課長 鈴木 剛 児童青少年係長 前田 裕女 生涯学習課長 関 次郎 生涯学習課生涯学習係主任 鈴木 政博	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可		
傍聴者数	3人		
会議次第	1 開会 2 次期計画策定について(第3章) 3 子どもの権利部会報告 4 次期計画策定について(第4・5・1・2章) 5 閉会		
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり		
提出資料	1 資料9 子どもの権利部会審議内容の報告について 2 資料10 のびゆくこどもプラン 小金井(第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)(素案)		
その他			

第4回小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和元年11月25日

開 会

○倉持会長 それでは、ただいまから第4回小金井市子ども・子育て会議を開催します。ちょっと人数が少なくて寂しいですが、定足数に達していますので開催したいと思います。

 本日は、浅野委員と石川委員、小川委員、鈴木隆行委員のほうから欠席との連絡をいただいております。

 それでは、次第に沿って審議に入りたいと思います。

 次第（2）の次期計画策定について（第3章）について、まず行っていきたいと思えます。

 前回会議では第3章の途中まで審議を行いました。本日は、前回審議した内容について事務局から修正案を提出していただいております。机上のほうにあると思います。それを確認した後、前回残った部分について審議のほうを進めていきたいと思えます。

 資料について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 前回会議を踏まえまして、第3章に関しては修正させていただきました。資料の10になります。第3章につきましては、37ページからでございます。前回からの変更点につきまして、下線を引いてあります。

 まず、39ページのところでして、2の（2）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定というところです。こちらに関しましては、前回会議のときに区域設定の市としての考え方を記載いただきたいというご意見ありまして、その下の部分に記載するようにいたしました。

 続いて46ページです。前回会議で一番ご意見いただいた部分になりますが、教育・保育の質の向上の部分です。ここの部分に関しては、申しわけないですが、今回は検討中ということで、次回会議、12月10日を予定していますが、その席では文面をお示しいと考えております。

 あと、51ページになります。確保の方針の②放課後子ども教室事業になります。こちらに関しましては、前回会議のときに、関係者の皆様の協力のもとといった趣旨の文面を記載いただきたいとのご意見いただきましたので、その部分を記載しております。

 主な変更点に関しては以上になります。

○倉持会長 48ページの部分も下線が……。

○子育て支援係長 48ページに関しましては、前回会議を踏まえてというのではなく、内部で再検討し
た中で、このように修正したほうがいいのではということで変更したものになります。

○倉持会長 ありがとうございます。一部まだ検討中のところもありますが、前回会議を踏まえて
お答えをしていただきました。まず、前回審議した部分について、37ページから52ペー
ジになりますけれども、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

○北脇委員 先ほどの51ページの放課後子ども教室事業の新たに増やした文言なんですが、今、現
状はこうなんですが、これからは必ずこうとは限らない可能性もあるということで、入
れないほうがいいのではないかという意味合いを込めて前回発言をさせていただいたん
ですが、その点についてはいかがでしょうか。

○生涯学習課長 放課後子ども教室につきまして、前回の会議でご指摘いただいたんですけれども、教
育委員会主催事業であります。運営委員会での議論と、また、昨年度から始まって
ございます協議会が開催してございまして、また、各学校ごとにコーディネーターさん
という形で今もやっております。この形につきましては、協議会につきましては昨年
度からの新規で、今年度から全ての小学校で実施していますが、ここに書かせていただ
いたことにつきましては、今後も、子ども放課後の、子どもの居場所の充実のためには、
この体制、市民の方のご協力等をいただきながら進めていくものだということで、51ペ
ージにこのような形で書かせていただいた次第です。

○北脇委員 ありがとうございます。今後もこの方向でいく、これ以外はないということですね。
そういった限定的な捉え方をしてしまう場合もあると思うんですが。もうちょっと、だ
から、幅を持たせた書き方ができないのかな、今後変わる可能性もあるので、幅を持た
せるような書き方にしたほうがいいのではないのかなと思ったんですが。

○生涯学習課長 今、現状というところで、こうした形で市民の方の協力をいただきながらやっている
というところで、周知ではないんですけど、そういった意味で入れたほうがいいんじや
ないかという趣旨で入れさせていただいたんですけれども、放課後の居場所については、
これを核としてもっといろいろな政策の展開はあるかもしれないんですが、幅をとい
うご意見をいただきましたので、今はこういう形で下線部を書かせていただきましたけれ
ども、すいません、ちょっと検討をして。

○北脇委員 そうですね。私も文章、強くないので分からないんですが、「など」とか「等」とか
入れていただくとか。ほかの可能性もゼロではないと思うので、限定的にとられないよ
うにということで考えていただければ。

- 生涯学習課長 どうもご意見ありがとうございました。
- 北脇委員 お願いします。
- 倉持会長 ここでは、市民のさまざまな協力を得ながら、こうした事業をしていくという趣旨の文になっていけばいいということでしょうかね。よろしく願いいたします。
- ほかにはいかがでしょうか。
- 萬羽委員 39ページのところの区域の設定についてなんですけれども、前回、かなりこのあたりで議論があったと思うんですが、その後も、どういうふうにしたらいいのかなというのを考えていたときに、区域の計画の設定としては、この1区域でいくという方針だったので、それでよいかとは思いますが、現状として、やはりどのあたりにどういうふうに分布されているのかというのが、すいません、私は不勉強なのでちょっとこの資料だけ見た限りだとわからなくて、前回のお話でも、実際にどの地域にどういうふうに分布があるかということにも問題があるんじゃないかということも出ていたので、どこに入れるかはちょっと私自身はわからないんですが、現状のところでも、今後の計画のところでも、どこかに、例えば地図上に、このあたりにはこういう施設が幾つぐらいあるというのが、目で見たとときに、何となく偏りがわかるような情報は入れられないのかなというふうにし少し思いました。
- 倉持会長 地図などを示して、そこにマッピングしていくと、ちょっとはわかるかなということですかね。
- 萬羽委員 そうですね。
- 倉持会長 見せ方の工夫だと思いますね。
- 子育て支援係長 貴重なご意見ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。市のほうで作成している冊子ですと、のびのびこがねいっ子といひまして、主に就学前児童の保護者を対象とした子育て関係の冊子があって、その中で、ある程度載せているのですが、確かに地図上でどういった施設があるのかわかるとよいので、参考にさせていただきたいと思います。
- 萬羽委員 そういうところにあるのは、あるというのでよいと思うんですが、このプランとしても、やはり地域として、全体としてどうなのかということにかかわるのかなと思ったので、このプランの中に入れる意義もあるのかなというふうにし少し思いました。
- 子育て支援係長 計画の中で、付属資料的に参考資料として入れるか、検討させていただきたいと思います。

○倉持会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○古源委員 ちょっと戻るんですが、50ページ、51ページの放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室事業のところ、一番最初の文章の中に、この事業は安全・安心に子どもが過ごし、多様な体験や活動を行うことができるように書いてあるんですが、次の、それぞれの事業の説明のところだと、1番のいわゆる学童保育は遊びや生活の場で、放課後子ども教室は安全に遊べる場所となっているんですね。この体験や活動を行うのはどちらなのかなということが明記されていないなということを1つ思ったので、せっかく事業説明なので、もう少しこの2つの事業の特色がわかりやすいように記載していただけたらいいかなと思います。

それと、この51ページの最後のところに、健全育成事業のほうなんですけど、開所時間の延長等も含む検討ということになっているんですけど、これは学童保育所のことに限った開所時間の延長のほうの検討だと思うんですけども、そうであれば、ここの最後に載せられますと、放課後子ども教室にもかかっちゃうように見えるので、もしかしたら、その確保の方針の①のところに入れていただいたほうがわかりやすいのかなと思います。

それと、続けていいですか。すいません。確保の方針の③は、両事業の連携についてということで書いてあるところなんですけれども、この一段落でたくさんのが、情報が多すぎてわかりにくいんじゃないかというふうに思うんですね。内容がわかっているといいんですけども、計画を説明するものとしては、非常に要素が多いように思います。要するに、連携のためにプラン協議会が設置され、プラン協議会では何を行って連携をするのかということ、もう少し明確に書いていただけたらいいんじゃないかなということと、あと、この段落の3行目の終わりのほうの「協議会では」というところなんですけれども、協議会では、共通プログラムについて企画段階から学童保育所と放課後子ども教室のコーディネーターとが連携するということと、あともう一つ、学校施設の活用状況を協議しますとなっているんですけども、ここには、多分、学校関係者も入るはずなんです。この両者だけではないと思いますので、少し内容を精査していただけたらいいかなと思います。

以上です。

○倉持会長 ありがとうございます。今の点。

○生涯学習課長 放課後子ども教室は、平成18年度から、安全・安心の居場所づくりというところから

スタートしてございます。安全・安心を基礎として、多様な体験というところは、最近、文科省でも言われているところではありますし、我々も多種多様なプログラムというところは、確かにそのとおりだなと思っています。

それで、今言った書き方、あと協議会のところ、③のところ。少しセンテンスが長いかなと思っていて、先ほど②番のところもご指摘いただきましたので、事務局とも相談させていただいて、もうちょっと事業についてわかりやすい表現となるよう事務局と調整させていただきたいと思います。

以上です。

○古源委員 ありがとうございます。

○児童青少年課長 先ほどの開所時間のさらなる延長のところも、内容のところを確認させていただいて、調整させていただきたいと思います。

○古源委員 よろしくをお願いします。

○倉持会長 よろしくをお願いします。

すいません、鈴木隆行委員、さっき欠席と言ってしまいました。

○鈴木（隆）委員 すいません。間に合いました。

○倉持会長 今、3章のところを検討しています。

ほかにかがででしょうか。

○長岡委員 新しく委員になったので質問なんですけれども、先ほどの、区域の話をされたかなと思うんですが、38ページの8行目からを読ませていただいたんですが、「区域内において供給過多が生じた場合です。特に保育施設の場合、子ども・子育て新支援制度」云々と書いてあって、「原則として『欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合』以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することとなります」という文章があって、39ページの提供区域を見ると、市内1区域ということで、ほかの区域というのが1区域、あれと思いましたが。これはどうつなげればいかががちょっとわからなくなっていて。2の（1）の3行目を見ると、「一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であるから、市内全域を1区域」と書いてあるので、前任の先生たちにお聞きしたんですが、1期のときからこの文章はあるということをお聞きして、ちょっと今の小金井市の保育施設の状況と、この文書が合っているのかもわからなかったので教えていただきたいなと思いました。

○保育政策担当課長 38ページの今ご紹介いただいた部分については、区域を分けた場合などについて

の国のもとの考え方と、それに対しての現状の緩和措置といえますか、状況がこういうふうな状況になったとしても、認可するということには変わりはないという現状があるという、そういうようなところを説明させていただいて、ですので、区域として分けなかった、分けて整備をしたとしても、やはり超過しても認可していくというような、そういうような方向性があることから、やはり区域としては、当市のようにコンパクトな市であって、比較的移動が容易なことなどが特徴であることから、そういう理由でも1区域としていきたいというふうに、つながるものというふうに事務局のほうとしても理解しているところであります。ですので、制度として区域を分けて整備をするという考え方があるというのも38ページのところで説明をさせていただいて、これらの状況も踏まえながら、39ページで、最終的にこういう理由で1区域とさせてもらっているというような書き方とさせていただいているのは、前回同様というような説明になるかなと思います。

○倉持会長 ちょっとわかりにくいということですよ。

○長岡委員 1区域ですので、これを書くに当たっても、今説明のあるようなことなんですよという文章がやっぱりついていないと、小金井市としてのものとは違うんじゃないかなと思われかねないのかなと。

○倉持会長 この文章であれば、それがわかるようにということですかね。

○長岡委員 そうですね。1区域ということになっているのであれば、供給過多である場合云々は関係なくということによろしいということではないですかね。

○保育政策担当課長 おっしゃるとおりですので、左側と右側のページの関連性のところがわかりづらい部分もあるかなというふうに思いますので、書き方についてどこまで表現できるかも含めて、内部で検討させていただきたいと思います。

○倉持会長 ありがとうございます。

○谷村委員 主語が抜けているからわからないんだと思うんですよ。国の考え、小金井市の考えという主語が全部抜けているから、誰の考えがどうなのかというようなところが、この文章はわかりづらいところだと思うので、主語を入れればわかるかなと思います。

○倉持会長 ご検討いただけたらと思います。お願いいたします。

○保育政策担当課長 ありがとうございます。

○倉持会長 ほかにはどうでしょうか。

今、52ページまで見ていただきました。机上に配付されていた地域認可保育所開設経

費の試算について、事務局のほうから資料提出していますのでお話していただけますか。

○保育政策担当課長 前回は質問いただいた部分について、その場でお答えができなかったものについてペーパーを用意させていただきました。

保育所の開設に係る経費がどのくらいかというご質問が前回あったかと思います。今回こちらでご用意したのは、試算モデルとして70人前後の保育園、建物としては大体2階建てぐらいを想定したものでございますけれども、1園建設するに当たっては、おおよそ2.7億円ぐらいという試算でございます。それに対して国のほうからは1.8億円、都から5,000万円、市と運営されるところで2,000万円ずつぐらいの負担となるという内訳の試算となります。

なお、前提条件のところにも書かせていただいておりますが、この2.7億円という費用については、あくまで国や都の開設費の補助対象となる経費を想定しておりますので、補助金の対象外となる経費を含んだもともとの総工事費については、市のほうでも把握しきれていない部分もございますので、その額とは異なるということにはご注意くださいと思います。

説明は以上です。

○倉持会長 ありがとうございます。

○谷村委員 ありがとうございます。これは公設民営の保育園で、認可の私立のやつですよね。

○保育政策担当課長 公設民営ではなくて民設民営の場合になります。公設公営の場合と公設民営の場合は、現時点では明確に国や都の補助がありませんので、その場合は全て自前ということになります。

○谷村委員 公設公営と公設民営は都と国の金は一切入ってこないということで、これは全部、小金井市が……。

○保育政策担当課長 市が負担しないといけない額になります。

○谷村委員 ちなみに、場所のモデルはどこなんですか。地価によって変わるのかなと思うんです。

○保育政策担当課長 あくまでもモデルですので、国の補助単価をもとに約70人規模ぐらいで、過去に建設いただいている施設をいくつか見た中で出した数字ですので、具体的にターゲットにしている園というのはなくて、建設費自体なんですけれども、国の補助が定員数を中心に単価などが決まってくるので、それで70人規模ということと、おおむね保育園で建設している場合は2階建てが大半ですので、建物規模として2階建て程度というので算出させていただいたというような形になります。

○谷村委員 場所はどこでもないということ。

○保育政策担当課長 そうですね。限定したところを想定したのではなくて、過去に何園かの状況を見ながら按分したり試算させていただいている数字になります。

○谷村委員 ちょっと僕の考え方なんですけど、駅徒歩1分と駅徒歩30分とかだったら、倍、半分ぐらい違うような気がするんですけど、そこら辺はあまり関係ないんですか。

○保育政策担当課長 先ほど申し上げたとおり、あくまでも国の基準額、要は上限額をベースにしているので、足が出てしまった分は入っていないんですね。ですので、駅前で賃貸の場合もあれば、駅からそこそこの距離があつて、自己所有の物件もあると思うんですけども、その中で、国のほうで開設に当たっての補助単価をベースにつくったものなので、実際に建てたときの総工事費は、例えば外構とか、さまざまなものとか、土地の確保のお金とかも全額出ているわけではなくて、基準で切られていますので、そういった基準からはみ出てしまった総額については、ちょっと市のほうで全部を積み上げて把握しているわけではないので、あくまでも公的な補助として認めている総額の事業費が2.7億円ということになるので、今おっしゃっている地代とか、さまざまな部分で足が出ていて、そういうものを足していくと、もっともとお金はかかっているというのは当然あるかと思いますが、ちょっとそこまでは把握していないというところですよ。

○長岡委員 土地のお金は出ません。1円も出ないので、土地のお金は民間の事業者か法人が買うことになるので、1億円は下らないと思います。これプラス1億円。地代と言われたのは、建設費だけのお金なので、駅前に建てても、ちょっとだけ離れても、小金井市は4キロなので、建設費自体、ごめんなさい、勉強不足ですけど、そんなに変わらないかもしれないんですけど、地代は大きく変わるので、そこは……。

○谷村委員 そうすると、東小金井のけやきとかでいくと6億ぐらいという、そのくらい、ぱっと見ると。そうですね、多分。

○倉持会長 かもしれないですね。

○谷村委員 今後、多分そういうのが指針として必要なんだと思っていまして。

○倉持会長 情報提供、ありがとうございました。

それでは、ほかのいかがでしょうか。52ページまでのところでいかがでしょうか。

○村上(邦)委員 前回等でも議論されていたら申しわけないんですが、50ページの小1の壁について記載がございますけども、個人的に、小4の壁も大きいと思っていて、いかがでしょうか。こっちのほうがより、ちょっと切羽詰まるんですけども、いかがでしょうか。

○倉持会長 小4の壁の加えたほうがいいのではないかと。

○村上(邦)委員 はい。子ども教室事業のことも書かれているので、そういう意味では、小4の壁にも対応いただけるのかなと思うんですけども。

○倉持会長 いかがでしょうか。小4の壁ですね。

○子ども家庭部長 まず、ここの50ページの上の2行というところは、新・放課後子ども総合プランの目的を記載させていただいているという現状がありまして、小1の壁というところが出ています。現状、小金井市におきましては、まず学童保育につきましては、条例上は6年生までお預かりをする形になってございますけども、経過規定がございまして、今、低学年しかお預かりしていないという現状がございまして。

それと、放課後子ども教室につきましては、もともと小1から小6ということで、どこに小4の壁というんでしょうか、現状として、うちも市のほうで、例えば学童保育につきましては高学年を預かっていないというところは1つの事実なのかなとはちょっと思っているんですね。そこが世間との、小1の壁と同等というところかどうかということに関しては、とりあえずご意見というふうな形で、どのような記載が、表題のほうがいいのか、また違ったところの課題の書き方がいいのかということに関しては、ちょっとご意見として、今日のところはお預かりをさせていただきます。

○水津職務代理 小4の壁の話になると、どうしても子どもの居場所の多様化ということになってくると思うんですね。なので、市の事業としてだけではなく、何か別の子どもの居場所づくりとか、その辺のところを柔軟に考えると、そういうようなことの目的というか、そういう課題が必要なかなというふうには思います。学童が終わった後の子どももそうですし、子どもたちが高学年になることで、今まで家庭にいたお母さんたちが就労していく確率が格段に上がってくる現状があるので、そこも含めて高学年以降の子どもの居場所ということをどこでどう捉えていくのかということが、もう少し明記されたらありがたいなと思うんですけど。この辺、どうなんですかね。教育事業になるのか……。

○子ども家庭部長 第1章のところ、のびゆくこどもプランの課題、方向性というところで、先ほど申したように、今、子ども全体の居場所、これは入れてございます。学童保育の関係でいきますと、4年生は受け入れていないというところが現状としても変わらないというところでいきますと、ここでの明記も1つはあるのかなというふうに思っていますので、意見を出し合っていていただいて、最終的に整理をさせていただくという形にさせていただければというふうに思っています。

○倉持会長 小4の壁、子どもの居場所づくりのことをどこら辺に書いていくと効果的なのかというのを、3章全体を見ながら考えていただけたらというふうに思います。

とりあえず52ページまでよろしいでしょうか。

○古源委員 今回の小4の壁というか、高学年のことについてなんですけれども、確保の方針の51ページのところの①に、高学年の確保の方針が放課後子ども教室事業と連携すると書いてあるんですけれども、この具体的な連携の方針みたいなものがちょっと見えてこないのので、教えていただきたいなと思います。水津委員おっしゃったみたいに、ほかの事業とか、多分、第4章のほうでも政策で出てくると思うんですけれども、居場所創設事業がありましたよね。そういったものも含めてだとすると、ここに放課後子ども教室事業だけが連携と書かれると、どういった責務が出てくるのかなと、ちょっと感じております。

○倉持会長 いかがでしょうか。

○児童青少年課長 すいません、今すぐにお答えできる状況ではないので、確認させていただきたいと思います。

○古源委員 お願いします。

○倉持会長 事務局、よろしく願いいたします。

それでは、52ページまでで、次、53ページから61ページまでいかがでしょうか。また戻っていただいても大丈夫です。

○北脇委員 53ページのショートステイに関して、2行目、「必要な保護を行う事業です」という、この「保護」という表現が適切なのかどうなのかというのが、すいません、勉強不足でわからないだけなのかもしれないんですけど、もうちょっといい言葉がないのかなというところで、教えていただけると。

○倉持会長 いかがでしょうか。

○子ども家庭支援センター等担当課長 ショートステイは保護者にかわって養育をするということになるので、保護という言葉を使わせていただいておりますが、法律の整合性とも確認して、養護という言葉に変えるのか、ちょっとそのあたりは検討させていただきたいと思います。

○北脇委員 ありがとうございます。何か柔らかい言葉、どうしても保護というと冷たい感じがしてしまうので、何かいい言葉があったら、そちらのほうでお願いします。ありがとうございます。

○倉持会長 お願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

○鈴木（隆）委員 すいません、遅れてきてあれなんですけども、今、3章の話をしていると思うんですけども、3章で全体として対象としているのは、どの世代なんだろうかとというのが根本的に曖昧で、曖昧というか、最初から読んでいくと、保育の話がずっと出てきたりするんですけども、どうも就学後の話はあまり出てきていないように思うんですね。そう思ってざっと見ていくと、ちょっと前の話になりますが、50ページとか51ページあたりに学童保育の話が出てきて、放課後子ども話が出てくるという感じだと思うんです。すると、就学児童に対して、11歳までとなると、そのうちの半分を担う就学児童に対しては、50ページ、51ページである学童保育と放課後子どもにのみ寄っているような気がするんですね。先ほどお答えいただいた中にもあるように、学童保育は現状として3年生までしか対象にしていないんだけど、そのうちの半分しか対象にしていないので、そうすると4年生から6年生というのは、放課後子ども教室事業にのみ寄って、1年生から3年生は両方かかってくるかもしれないんですけども。というような状況になっているので、就学児童、小学生の子ども、小学校の児童に対する対応というのが若干、ボリュームが少ないなと感じるのが1つと、あと、放課後児童健全育成事業というのが50ページの3の①に書いてあって、「(学童保育)」と書いてあるんですけども、これの対象児童は就学児童になっているので、これをそのまま読むと、小金井市としては、やっぱり就学児童全部に学童保育をやろうとしているというふうに見えるんですけども、そういう方針でいこうとしているんでしょうか。実際そういうふう動いているのか動いていないのか、書いているだけで実は当面3年生まででやろうとしているのかという、そこら辺がちょっと具体性に欠けているので、わからないなど。

しかも、放課後子ども教室事業なんですけど、先ほどちょっとお話があったところで見ると、51ページの確保の方針を見ると、①の最後の文章は、「なお、高学年児童の確保方策は、大規模化の解消するまでの間、放課後子ども教室事業と連携していきます」と書いてあるので、大規模化が解消され次第、放課後子どもとの連携はとってしまうのかというふうにも見えてしまうわけです。この辺、力の入れようが弱いような感じがするので、市の方針をどうしているのかというところを教えてください。

○児童青少年課長 先ほども部長のほうからちょっと説明のほうをさせていただいたんですけども、基本的なところでいくと、6年生までを受け入れるという内容にはなっているんですけども、現状として、3年生までしか今は受け入れができていないという状況でやっていま

す。今後どうかというところでいくと、状況では、受け入れがなかなか今すぐにはできないというところで、放課後子どものほうとも連携をして居場所づくりをしていきたいという考えでいるところです。ここの内容で、大規模化が済んだら連携をやめちゃうのかというところは、そういうことではないところがありますので、そのところは整理させていただきたいというふうに思います。

○水津職務代理 学童保育と放課後子ども事業は、基本的に質の違うものだと思っているんですね。大規模化に対応のための補完みたいな意味合いに取られると、放課後子ども事業の立ち位置がちょっとおかしくなるのかなというふうに思うので、この書き方だと非常に誤解を生むかなということが1つあると思います。要するに、6年生までほんとうは入れるんだけれども、入れる予定はないというのが実情だと、はっきり言えば、そういうことだと思うので、それに対するケア、対応が法定13事業の中にあまりにも出てきてないなと考えたときに、小学校4年生以降の問題がこの事業の中では解決はできないんだなというふうに読めてしまうかなというふうにも思えるので、何かちょっと残念な感じがするので、何かいい方法はないですかねとっております。

○鈴木（隆）委員 4年生から6年生に学童を拡張することは望ましいのだけでも、現実的には難しいということなんですか。即座にできないというのはわかるんですけども、例えば3年後、5年後まで見据えたときに、段階的にでもできないかとかいう検討をしているのか、それともそれも諦めているというか、現実的には難しいと思っているのかというのと、それはどうなんでしょうか。

○児童青少年課長 検討をして……、はっきり言っちゃいますと、この量の見込みを見ていただくとわかるように、やっぱり子どもたちが増えているという状況がありますので、6年生まで受け入れの検討をするというよりかは、今の3年生をどう受け入れていくかというところの検討のほうが、今、先行しています。なので、全然考えていないかと言われると考えていないわけじゃないんですけども、6年までの間に、じゃ、6年生まで受け入れられる状況になるかというのと、なかなか難しいかなと思っています。

○鈴木（隆）委員 正直なお話、ありがとうございます。とするならば、対象児童として、ここを就学児童と書いてしまうのは実はフェアではないんじゃないかという気がして、しょうがないものはしょうがないので、この計画の中では就学児童全部は対象にできていないというのであれば、そういうふうに書いてしまってもしょうがないのかなという気がします。その分をどうするかというのはやっぱり議論すべきで、ごまかすためじゃないと思うの

で、そこは正直に書いてしまってはどうでしょうか。

○倉持会長　　いわゆる小4の壁ともつながる話かと思うんですけども、4年以降の居場所をどうしていくのかということをもっと真剣に市として考えていくという方針を出してはどうかということでしょうかね。そこら辺は書ける？ でも、していかないといけないかなと思うんですが。それをどこに書くかですよ。

○子ども家庭部長　　まず、つくりとして国の骨格が決まっています。それで大変恐縮ですけども、量の見込みというのは、1年生から6年生まで出さないよというのはそもそも国として決まっているものがあります。ですので、とりあえず見込みとしては出さなければいけないというところをご理解をしてください。

ただ、じゃ、あと実際にこの4、5、6の対応に関して、言ったように確保策のところは4、5、6をどういうふうにしていこうかと。先ほどの居場所の問題は当然出ています。そのほかでいきますと、全部はできておりませんが、例えば児童館だったり図書館だったりとかいう子どもの居場所も市としてはあります。

ただ、今、全体の中で居場所がもうちょっと欲しいよねというところもありますので、どうしても4、5、6に関しては、直接的にいくと、まだ学童としては4、5、6はいろいろしていかねばいけない。ただ、現状としては、今、1、2、3というところになる。4、5、6につきましては検討という形になりながら、そのお子さんをどういう形で扱うか、うまくしていくかというところは、さっき言った放課後子ども教室との連携という書き方しか書いていないですけども、そこに関して、先ほど課長のほうからちょっとお話がありましたように、少し文言的な形を整理させていただくという形でご理解をしてください。

どうしても4、5、6の場合は今回掲載をしなければいけないというところがありますので、ちょっとそこは変えづらいというところだけをご理解をいただければと。

○鈴木（隆）委員　　学童も、事業として就学児童全部を対象にしていると書かないといけないんですか。就学児童全部を対象にした方策を盛り込まなければいけないというのはそうだと思うんですけども、現実問題として学童保育は1年から3年までしかケアができていなくて、それがこの計画の中で拡張する見込みもないのであれば、学童保育のこの対象児童に関しては、小金井市は1年から3年になってしまうんじゃないかというのが僕の意見なんですけれども。

○倉持会長　　いかがでしょうか。

○鈴木（隆）委員 すいません。50ページの（3）の①の部分の対象児童のところを言っています。

○倉持会長 実際として1年から3年を対象に事業を進めていて、3年生を入れるような、確保していこうという実際のことを書いたらどうですかということですよ。

○子ども家庭部長 4年生におきましては、障がいのお子さんは4年生はお預かりをしているという実績としては1つあります。あと、5、6というところも外したほうがというご意見ですよ。改めて国の計画もちょっと確認等という形で、ここはお預かりをさせていただきます。

○鈴木（隆）委員 よろしくお願ひします。

○倉持会長 ほかにご意見があれば。大丈夫ですか。

○子ども家庭部長 今回一応示された、まだ低学年と高学年だけでよかったというところはあります。ただ、今回改正で6年生までというのが国の方針として示されましたので、今回、国の書式として1年生から6年生までの明記というところが出てしまっています。ですので、鈴木委員のご意見のところの、そうやってある程度行政のほうに改良点があるということであればというところもあるかと思ひますので、ちょっと1点、国等に確認をさせていただきますたいと思ひます。

○倉持会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにはいかがでしょう。

○北脇委員 54ページのこんにちには赤ちゃん事業についてなんですけれども、これはちょっとニュースで見て、とてもいい案で、小金井市でもこういった取り組みができないかなと思ひましたので、紹介という形で読ませていただきます。

いつのニュースかという、11月19日のNHK関西のほうのニュースでありまして、紙おむつを無料で宅配しますという事業なんです。これはこんにちには赤ちゃん事業とひっかけて、一番虐待が多いと言われているゼロ歳児、まだおしゃべりができないので抵抗ができない、このゼロ歳児を救おうというので、虐待リスクが高いゼロ歳児の見守りをしつつ、赤ちゃん事業として、お宅に訪問するときに紙おむつをプレゼントしますと。プレゼントされる側は欲しいので会ってくれる率が高まる。で、あげるときに、行く方は子育て経験のある方で、業者とかには委託していなくて、地元の方が宅配におしゃべりするような感じで行って、どうですかと声をかけることによって、その人の虐待の兆候などを見てもらったりとか、相談に乗ってもらったりとか、話すことによって、育児の一番の話で、大人と会話をしたいという、子どもを産んだ後のお母さんが、今日は一

歩も外に出ていなくて大人と会話ができなかったというのがあると思うんですけども、そういうのをこの事業で改善できるんじゃないのかということで、実はもうこれは取り組みが行われていて、滋賀県東近江市と甲良町というところでは完全に事業として取り組まれているそうなんです。今度明石市のほうでは県のほうで取り組む？

○子ども家庭部長 明石市。

○北脇委員 市で取り組む。明石市。それは初めてで、今度の4月から始まる予定だと。事業費としては1億円余りを見込んで提案することになっているということで、一応ニュースとしてあったので、小金井市はこんにち赤ちゃん事業として確かに自宅訪問とかやっているんですけども、やっぱり行くときに手ぶらで行くんじゃなくて、赤ちゃんのいる家庭の必需品を持っていきつつ、それを持っているからこそ向こうも気軽に受け入れてもらえるという形で、まねをするというか、そういうのはどうなのかなと思いましたので、紹介させていただきました。ちょっと予算もかかるものなので、すぐというのは無理だと思うんですが、こういったこともあるようです。ぜひこういういいことは取り入れるにはいいのではないのかなと思ひまして、お話しさせていただきました。

○倉持会長 ありがとうございます。効果についても何か出ているんですか。

○北脇委員 効果。ごめんなさい。私もニュースを見ているぐらいなんですけど、ただ、実際に行っているところがあって、そこで効果が出たので明石市のほうでもやっぺいこうという話になっているそうなので、やはりいいんだと思います。虐待に関しては、やはり個人的にも効果があるとは思ひます。

○倉持会長 ありがとうございます。

○子育て支援課長 情報提供ありがとうございます。今日は健康課長が不在なので、詳しくは健康課長に確認する必要があるれば、また別のときに情報提供をさせていただきたいと思うんですけども、こんにち赤ちゃん事業のほうは、今、ちょっと具体的な数字はわからないんですけども、相当な確率で出生した赤ちゃんのお宅にお邪魔をさせていただいて、お会いできていないケースというのは、逆にいろんなご事情がある可能性もあるので、特に丁寧に対応させていただくということでやっぺいと聞いています。

一方、おとしからかと思うんですけども、妊婦面談の事業のほうに手を厚く入れていまして、こちらのほうは都の補助がある関係などもあるんですけども、妊婦さんが妊娠届を出していただいたりするときに、妊婦面談を行っていますよということのご案内をして、場合によってはその段階で、その日にたまたま庁舎などでやっぺいればお

受けすることもあるし、予約をさせていただくこともあると聞いています。大体1,100ぐらい出生がある中で8割ぐらい、今お会いできていると聞いています。

妊婦面談をする際にカタログギフトの本をプレゼントして、面談を受けていただいた方に、赤ちゃんの育児に役立つようなギフトがもらえますということで、カタログギフトを差し上げられますので、よかったら受けてくださいねということをお話しして、非常に確率高く面談のほうを受けていただいている、そこで保健師などと顔がつながり、気軽に相談をいただけるところがありますよというご案内をしながら、今後ご不安がある方については継続して相談をお受けしていきますねというご提案も一緒にしているという事業に今は着手していると聞いています。

○倉持会長 情報提供ありがとうございます。

それでは、ほかはいかがですか。

○水津職務代理 毎度でしつこいんですけども、保育園等における一時預かりの件です。確保の方針を読んだところ、明るいニュースがどこにもないというのがちょっと思うところで、保育所の整備とともに一時預かり事業の実施の検討、拡大するにしても、結局現状としてほんとに予約がとれないというのは事実としてある中で、それをどういう形で確保ができるのかという具体的なイメージがこの文章のどこからも読み取れないんですけども、画期的な事業提案というか、何かないんでしょうか。

○保育政策担当課長 まず、もともと待機児童のほうと施設的に連動してしまうところは現状厳しいところがありますが、施設整備を行うに当たって一時保育も同様に考えていただきたいということで、まずは予約がとりづらいということに対して、量のほうで、何らかこちらのほうで見ていきたいという思いがございます。

その一方で、ニーズ調査などから数字のほうを算出すると、なかなか量的な伸びについては数字上とれていけないという状況があって、それで現状としてあまり数が伸びていないという見込みになっているんですが、市の考え方としては、施設整備とともに一時預かりもあわせて対応していただくようなアプローチを現実的に行っていききたいという書き方になっております。少々消極的な書き方になってしまっていますので、必要がありますということを少し加えるような形の対応はできるかなとは考えているところなんです。あとは一時保育自体の予約がとりづらいことまでは、なかなか現状として量以外の部分では市のほうでも突っ込み切れていないという状況があるので、その部分については、どこまでこちらとして情報がとれるかというか、対応が検討できるかとい

うのは、現時点ではすぐさまお答えができないという状況ではあります。

以上です。

○水津職務代理 この私的一時預かりについては、虐待防止にもかなり効果があるかなと思うところがあって、実際に一時預かりの枠の中でも定期利用とか私的利用とか枠が結構ありますよね。私的利用の枠がかなり少ない上に、それを申請するのに手続がわりと面倒くさいので、やろうかなと思っても、もういいか、やめちゃおうみたいな感じで結局登録しないまま、子どもが勝手に大きくなってきたみたいな感じの状況があるかなと思っているので、例えばちょっと今預けられたら楽なのになと思う人がすぐに預けることができる状況が生めていないというのは、あまりよい状況でないかなと思っています。

なので、ここの一時預かりについては、待機児童の補完になっている部分の問題と、あとは私的の預け場所というところがあまり気軽にといいか、困っている人のところにほんとに手が届くようになっているのかという2点があると思っていますので、大変難しい問題なことは重々承知です。私も一時預かり保育の仕事をパートでお手伝いさせていただいたこともあって、枠の中でそれをやっていくのは非常に大変な事業だということにはよくわかっているんですけども、今の時代、やっぱりそこも非常に充実していかなくちゃいけない部分であろうと思うので、より一層の努力をお願いしたいと思っています。

○倉持会長 この部分をもう少し。

○水津職務代理 そうですね。何か明るく。

○倉持会長 前向きな、具体的な何か書けるようなことを考えていただけるといいかなというご意見だと思うので、ぜひその点考えていただければと思います。お願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

○鈴木（恭）委員 56ページの地域子育て支援保健事業についてなんですけれども、確保の方針に書いてある児童館4館での子育てひろば、子ども家庭支援センター、あと、保育園の園庭開放、私自身も全て利用させていただいて、非常に助かった部分が大きかったので、それは私だけじゃなくて、一緒に子育てしている仲間たちはみんな感謝しているので、すごく助かった事業でした。

ただ、今申し上げた各施設は全てスペースがそんなに広くはないんですよ。スペースが広ければいいというものではないですし、例えばゼロ歳児の育児をしている場合はスペースが狭いほうが、親御さん同士で話すきっかけ、アイスブレイキングしやすいの

で、それはすごくいいと思うんですけども、実際のところ、利用していて1歳半を過ぎると、やっぱりこういった施設に行くのがはばかれるというのはよく聞く意見でした。というのは、やはりゼロ歳児の子と、あと、1歳児で歩くのを覚えてばたばたする子と同じ空間にいと、何かけががあつたら申しわけないということで、行くのに二の足を踏んでしまうと。

そうなったときに、結構皆さん武蔵野市の0123だったり、あと、三鷹のにしじどうかんだり、府中のたっちとかを結局利用していて、そういった理由で利用することもそうなんですけれども、雨の日の居場所がないと。雨の日に傘差してバスに乗って、武蔵野市、三鷹市、府中市に行く親御さんは私の知る限り結構多くて、私もかなりの回数行きました。話の中で、もちろんそうやって親子で雨の中出かけるのはすごくいい思い出なので、それ自体は悪くはないと思うんですけども、もしこういった施設が小金井にあつたらすごくいいなと思うことと、あと、やっぱりそういう集まる場所があることによって、日ごろの育児の悩みだったり話す相手がいると。

実際、今既存の施設はなかなか1歳児以上の親御さんが行きにくかったりする、1歳半から入園するまで、3歳、4歳ぐらいまでの期間の居場所にわりと困っている人たちは多いです。小金井は公園が多いので、2個3個公園をはしごしたりして過ごすんですけども、それって結局点の移動になって、集まって何かをするということではないので、そういったことを悩みながら皆さんやられていると思うんですけども、ここが一番最後の部分に「市内各所に地域の子育て支援の拠点となるひろばを開設」と書いてあるので、そういった背景で育てていると、開設となると、何か新たにそういった、今回、新庁舎だったり、社会福祉会館とかが新しくなるという話を聞いているので、そこに入るのかなという期待をすごく持ってしまうんです。入るんでしょけれども、その規模も含めてすごく広いものができるのかなとかいろいろ期待をしてしまうんですけども、ちょっとその辺はもっとこの世代の利用者として、実際小金井市も土地が限られているわけで、新たに開設となると、どういったスピード感で、どれぐらいの現実味を持って、どれぐらいの可能性があるのかなというのがちょっと気になっています。実際の進捗状況として、ちょっと聞きたいなと思いました。

○倉持会長 いかがでしょうか。

○子ども家庭支援センター等担当課長 ご質問ありがとうございます。子ども家庭支援センターの親子遊びひろばは常設で、ひろばの中では大きいほうかなと思っています。

今、委員がおっしゃっていただいたように、今度福祉会館が移設するので、建設のほうに取りかかっているところですが、そちらのほうに子ども家庭支援センターと、今、隣にあります健康課の保健センターも一緒に移動して、機能としては移設する予定になっています。ほかの施設とといいますか、機能も福祉会館には入るものですから、特段こちらの広場のほうが大きくとれるというものではないんですが、現状のひろばの大きさは維持されると思っております。

それプラス、今、保育付きの事業をひろばで行っているんですが、その際にどうしても保育をする場所が今現在の施設ではなくて、一般利用されているひろばの中で、事業に参加しているお子さんの保育もさせていただいているんです。そうすると、初めてお母さんと離れられる経験をするお子さんなどはちょっと大きく泣いてということもあるので、今度の新しく移ったところでは、その事業で保育する場合には、保育スペースのほうをひろばと別に設けて保育事業のほうを実施していきたいと考えておりますので、そこはちょっと充実される部分かなと思っております。

以上です。

○鈴木（恭）委員 ありがとうございます。

○倉持会長 よろしいでしょうか。

○鈴木（恭）委員 そうですね。なかなかやっぱり限りある土地を、保育園の増設もそうですし、学童もそうですし、いろんなニーズがある中で確保していくのはすごく難しいと思うんですけども、その分既存の児童館であったりですとか、これをまた書くと市民の力に依存しているとなってしまうかもしれないんですけども、実際プレーパークだったり、そういう利用の連携をしていくとか、既存のものをうまく告知して利用していくと、利用者としてもすごくいいのかなと思いました。これはそこに書かないんですけども、利用者としてそう思いました。

○倉持会長 ご意見ありがとうございます。

長岡委員、いかがでしょうか。

○長岡委員 一時預かりの件に関して、ちょっと民間園の現状と違うので、例えば58ページの確保の方針の、現在、認可保育所の、これ、13園ですかね。あと、保育室だけが定期利用をやっているわけではなくて、認可保育園も定期利用を多く受け入れをしていますし、あとは緊急一時預かりという制度は予約なしでその日の朝に電話をして受け入れをしていますし、制度としてないというか、名称が違うんですけども、余裕活用型という形で

うちの保育園ではやっているんですけども、やっぱり朝に電話をしていただいて、そのまま受け入れをするということもしていますし、事前面接なしで緊急度の高いお子さんたちを受け入れをしていたりするので、非常に数字であったり中の文章が違うので、今回は難しいとしても、この文章を何年度かごとに見直しをされていくときに、もう少しきちっとしたものにしないと、今の現状とは違うことが書かれているというのが現実。

あとは、地域子育て支援拠点事業についても、これは認可保育園のものが、56ページの下の記事の4行目に、「各認可保育園において実施されている子育て中の親子の交流や育児相談等を目的としたひろば事業の活用も検討していきます」ではなくて、もう実際にもっと多い数が事業展開していて、それが一切盛り込まれていないので、きちんと調べて、補助金をもらっているので、多分小金井市のほうでも把握している事業もあると思いますし、東京都からも補助金をいただいていますので、ちょっと違うなと思っています。

あと、61ページの(12)の実費徴収に係る補足給付を行う事業ですけども、これは保育園の給食費を出していただけるということで小金井市は動いてくださって、とても感謝しているんですけども、ここもちょっと文章が、例えば360万円以下の低所得者の場合には国からの補助だと思えます、給食費は、違いましたっけ。そうですね。なので、ちょっとこの文章がおかしいんじゃないかと思うんです。市が補助してくださるのは360万円以上の家庭なので、文章をもう少し、これも、この10月からの文章に合わせなくていいのかなと思っています。

以上です。

○倉持会長 今ならまだ直せますので。

○保育政策担当課長 今、長岡委員から何点かご指摘いただいた部分があるんですが、私どものほうでわかりやすいように口頭で使っている言葉と、東京都や国の制度がくくりとして使っている言葉が変化したりしている関係があって、ちょっとそれをわかりやすくまとめて書いたことによって、かえって誤解がある部分も記述によってはあるかなと思うので、記述については一部検討させていただきたいと思います。

また、61ページの今言っていた補足給付のところなんですけど、こちらは今でも国のほうで決まっている法定事業のみということになるので、市のほうで、今回無償化に伴って対応している副食費の補助については独自の制度になるものですから、こちらのページには書くことが決まり上できなくて、第4章のほうに別に書かせていただく形

で分けて対応させていただいておりますので、この部分については無償化の前と記述としては同じ制度の部分しか書けないことから、このような記述になってしまっているということになります。一応参考までに申し上げますと、70ページの3番目のところに、市の独自事業として「副食費を補助」の部分については書かせていただいておりますので、計画の建付け上、分けざるを得ないということがありまして、その部分についてはそのように分けさせていただいているところであります。

以上です。

○児童青少年係長 56ページの地域子育て支援拠点事業につきましても、法定13事業に基づく地域子育て支援拠点事業というのが、東京都を通じて登録が必要になる第2種社会福祉事業に登録されている事業のみを掲載する形をとっております。具体的には週3日、1日5時間以上の開所ができる子育てひろばを登録して掲載していくというものになりまして、その数につきましては、子ども家庭支援センター1つ、児童館4館でそれぞれ1つずつの合計5つという記載をさせていただいているところです。保育園と学童保育所はその規定に満たないという形で、同じく第4章の74ページ、事業番号4のほうに相談を行っている園の数、そして園庭開放を行っている園の数、あと、学童で行っているひろばという形で記載を分けさせていただいております。

以上です。

○長岡委員 そうであるならば、56ページも、下の文章の中、「ひろば事業の活用も検討していきます」という形ではなくて、確かに5時間、週3日やるというのは認可保育所の本体事業にとっても響いてくることであって、本体事業をやりながらも、職員の数も限られた中で皆さんやっている事業もあるので、ぜひそういうことも、今回は難しくても盛り込んでいただきたいと思っているんです。

ここに書いてある74ページの園庭開放事業にしても、園庭開放事業だけやっているところとは私は聞いたことがないです。妊産婦の相談支援事業もやっているところもありますし、プール開放もやっているところもありますし、数々のサービスを本体事業のほかにもやっているということ、ぜひご理解いただきたいと思っています。

また、さっきの61ページの給食の件について、もう一度よく、今日ではなくてもいいんですけども、違うと思うので、制度が変わったので、この書き方ではちょっとおかしいんじゃないかと思うので、一応検討をしていただきたいと思います。お願いします。

以上です。

○倉持会長 何か事務局からありますか。

○保育政策担当課長 いただいたご意見のところは、こちらのほうも改めて確認をさせていただきたい
と思います。

○倉持会長 お願いします。

○水津職務代理 ちょっと話があれなんですけれども、法定13事業ではないと思うんですけれども、例
えばこのひろば事業の開設だとか子どもの居場所と考えたときに、5館構想というもの
に基づく児童館の新設とか、そういうものはできないとか前回のときもいろいろお話は
あって、それは重々承知なんですけれども、これだけのことを考えたときに、やはり必要
な事業なんじゃないかなと思うんですけれども、現状も次年度の話のときにさんざんお
聞きしましたので、それはわかっていますが、児童館を確保する方向というのは、今、
市としてはお持ちではないのでしょうか。

○子ども家庭部長 まず、現状としましては、今、のびゆくこどもプランの概要の中にも記載の書き方
は修正させていただいてございます。

それと、現状ですと、市の総合計画上では一小南地区の児童館というのは、建設とい
う形は載っかってございます。今後についてでございますが、まだ建設をやめたとい
うところにはなってございません。ただ、だからってすぐ建設というところにもまだなっ
ていないところもあり、現状としましては、今の土地、天神前の集会所がまだ利用され
ている状況があるのと、そこの脇にも建てることはできますが、当然コストが、わかり
やすく言うと全部単費というんでしょうか、一般財源というところがございまして、
今はそこのあいている土地をどのような形で皆さん方に利用できるかということも含
めて検討ということになっております。

すぐ建設という形ではないんですけれども、今、現状としてそのような形になってい
る。それとあわせて、次期計画に向けて、そこの記載をどのような形で整合をとるか
というところを関係課と調整させていただいているという現状です。ですから、まだ建設
を断念したというところにはなってございませんが、とってすぐ5館構想が建つとい
うところにはなっていない。そのような状況では変わらない。ですが、その辺も含めた
あり方、それと、そこの有効利用に関して検討しているという状況が継続しているとい
うところで、今のところそういう状況であるということだけです。すいません。

○水津職務代理 ありがとうございます。児童館単体ということだけでなく、もうちょっと複合的に
考えた、今、集会所施設を利用される方もいるということもあるので、柔軟に考えて、

子どもたちもいられるようなひろば事業ができるような、高齢者の方も入れるような、何かそういうものの建設も目指していただけるといいかなと、ちょっと絵そらごとのように聞こえますけれども、思ったりするので、ぜひ断念することなく児童館、子どもの居場所についてはご検討いただけるようお願いしたいと思います。

○倉持会長 それも括弧のところに書いています。

○水津職務代理 括弧じゃないんだよね、やっぱり。きっとね。別のところでね。

○倉持会長 それでは、61ページまでいかがでしょうか。

○長岡委員 ちょっと申しわけないんですが、58ページの確保の方針の1行目の、くどいんですけども、「認可保育所13園、保育室（定期利用保育事業）」、ここだけは変えて……、間違っているというか、もしこれを残すのであれば、上記の数字はこれですが、民間保育園では定期利用保育をもっと多く受け入れをしていますし、この数字には入っていないということでよろしかったんですね、きっと。この数字を調べたときは、保育室というのは、例えばこどもの家さん？ 無認可の保育園さんとかは定期利用という形と聞いているんですが、そのことですよ。

○保育政策担当課長 先ほどもちょっと申し上げたんですけども、表記については検討させていただきたいと思うんですが、定期利用という言葉がいろんなところでいろんな使い方を国や都でしている関係があって、ちょっといろんな見方で読まれてしまったりしているところもあるのかなと思っていますので、今言っていた数字の積み上げのところも含めて、改めてこちらのほうで見直しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○長岡委員 それであれば、その一つ一つの文言の説明と、制度についてを書いた上での数値を書いていただかないと、ただそれでたくさんの民間保育園でやっているそれらの事業が全くここに反映されていないということを改めて思うと、今後それらも含めるような形でぜひお願いしたいですし、緊急一時保育もどのぐらいやっているかということも民間園でアンケートをとることもできますので、今後ご検討いただきたいと思います。

○保育政策担当課長 ご意見を踏まえて、記載の仕方を含め、改めて検討させていただきたいと思います。

○倉持会長 掲載されている言葉がどういうふうに使われているのかというのは丁寧に説明する必要があるかもしれないですね。お願いいたします。

じゃ、村上委員。

○村上（邦）委員 59ページの病児保育、60ページのファミサポのところなんですけれども、まず、この病児保育の方針のところの一番下で、「病児保育」「対象者の拡大」「ファミリー・サポート・センター事業における……」については、必要性について研究をしていきま
ずになっているけれども、前回のプランもそうなんですけれども、ここは研究じゃなく
て検討でいいのかな。突然、ここに研究が出てくるのが何か変な感じがします。

ファミサポで病児はやっていないということなんですけれども、たしか小金井のファミサポさんは、病後児の回復期の臨時的な預かりはされていると思うんですよね。多分、私の想像では、それを使われる方がわりと多いのではないかな。まだ通わせられないけれども、最後の1日2日お願いというので、結構ファミリー・サポートさんは助かる時があると思うので、9番との連続性で言うと、少しそういう対応できる部分もあるみたいなのがちよっと入っていると、市民の方が読まれて助かると思うかなと。どうでしょうか。

○子ども家庭支援センター長 ありがとうございます。病児については、まだそれをファミリー・サポート・センターのほうでやっていくかというところは、他市の事例なども研究させていただきたい、引き続き研究していきたいというところで、この表現にさせていただいております。

○村上（邦）委員 じゃ、研究でいいんですね。すいません。

○子ども家庭支援センター等担当課長 病児保育がここで増えるということもありますので、その利用状況なども見ながら、医療機関との連携のあり方というところも、ファミリー・サポート・センターでやっている病児緊急対応というところではそういった課題も出てきておりますので、そういった課題が解決できるのか、他市でどのようにされているのかとか、利用状況なども引き続き研究させていただきたいと思っております。

病後児に関しては、病後児と言ってしまっているのかどうかといったところもあるので、表現のほうは検討させていただきたいと思います。

○倉持会長 研究して検討するかどうか決める。

○子ども家庭支援センター等担当課長 そうですね。

○村田委員 よろしいですか。このプランに載せるかどうかというのはちょっとあれなんですけれども、私どもの園では、保育園籍の子と、幼稚園籍の子と両方いまして、確かに保育園の子どもたちは、給食費を無償していただいているとありがたいと思っているんですが、幸いなことに、幼稚園の保護者の方で、そこにクレームを出した方はいらっしゃ

らないんですけども、幼稚園籍の子からは普通に給食費を徴収することになるんですね。せっかく幼児教育、保育の無償化というふうに、その徹底をしようと思ってここに補助をというふうに思ったださったのだとしたら、今ではなくてもいいので、いずれか幼稚園の子どもたちにも給食費を、一部でもよいので、そもそも幼稚園が給食を提供するという概念がないからかもわからないんですけども、いつかそういうふうにしていただいたら、今後、幼稚園が例えば認定こども園化していくときに、保育の子も幼稚園の子もみんな一緒に給食費がこれぐらいになりますよとか、そういうふうなことを保護者の方に伝えられるのかなというふうに思います。

ただ、今のところは、そこに疑問を持たれる保護者の方があまりいらっしやらないので、事情を説明するのに苦労しているということはないんですが、いつかそういうふうになったら、今の現存する幼稚園の方でも、例えば給食施設をつくってでも認定こども園化しようかなというふうに思われるかもわからない。ただ、私のところでは、そもそも一番最初から認定こども園でしたので、今の幼稚園さんがそういうふうと考えられるかどうかわかりませんが、現状としては、もしできたら幼稚園の子も、ある程度の補助は出していただけたらありがたいなとか、説明がしやすいなとは思っています。

○保育課長　ご意見いただいて、確かにそういう方向性がいいのかなと思いますけれども、このパートにどこまで将来的なことが書き込めるかという部分もございますので、ご意見を参考にさせていただいて、できるところは対応したいと思いますけれども、今現在ですと、なかなか手が届かない部分もあるのかなというのは実態として考えています。

○倉持会長　ほかは。

○萬羽委員　内容的なところじゃないのと、私だけがわかっていないかもしれないんですけども、今日の議論を聞いていてちょっとわからなくなったのが、各事業の事業の説明と対象児童までのところは国の方針のほうが優先されていて、小金井市と乖離があった場合にも、国の方針のほうを優先して記述しているということでしょうか。

○子育て支援係長　各事業の対象児童につきましては、国のほうで示されているものに基づいて記載しています。

○萬羽委員　事業の内容についても、先ほどのところでちょっとそういう話もあったかなと思ったんですけども、そうですか。事業の内容というか、対象児童の前のところにある事業内容の説明部分。

○子育て支援係長　事業内容つきましても、国のほうから示されている事業内容に基づいて記載してい

ます。

○萬羽委員 最初のほうの議論でも主語がないみたいなお話もあったかと思うんですけども、ここまでが国の方針で、ここからが小金井市なんだよというのが、小金井市ではという主語がある部分もあるんですけども、全体的に、私は初めて今年から会議に参加している限りだと、そこが読み取れなくて、例えば第3章の最初とか、何かどこかでそういうことが書かれているとわかりやすくなる、理解がしやすくなるのかなと思ったんですけども、記述が見落としていたら申しわけないんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○子育て支援係長 各事業の事業内容の説明に関して、国の方針に従っている云々について、わかるように記載するか検討させていただきたいと思います。

○倉持会長 お願いします。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、一応ここで第3章のところは打ち切りとさせていただきます、次に、次第に移らせていただきまして、次第3、子どもの権利部会報告のほうをしていただきたいと思います。

○村上（洋）委員 すいません。時間配分なんですけれども、いつもわからなくて、今もあと30分ぐらいなので、2のところで大分時間がかかってしまったんですけども、今後どういうふうにするのか、ちょっとそれによってどこで発言するかというのがいつも難しいので。

○倉持会長 次期計画策定について、まだ、第4、5、1、2章が残っているので、今日、できるところまでやりまして、12月にまたお時間をとっていただきたいと思います。

○村上（洋）委員 そういうことですか。

○倉持会長 12月の会議ではもう決まっていると思うので。

では、事務局。

○北脇委員 移る前に、ちょうどこのページなのでいいですか。随分前に戻ってしまうんですが、3ページ目のところなんです、下の枠の中の文字なんですけれども、スタイルの話なんです、一番下、子どもの権利に関する条例の「例」のところちょっと消えてしまっている、あと半角、全体的に増やせば、全部おさまって見やすくなると思うので、大変細かいところなんです、もうちょっとラインを増やしてくださいということで、すいません、よろしくお願いします。

以上です。

○倉持会長 それでは、権利部会報告のほうへ移りたいと思います。

10月31日に第3回の部会が開催され、部会としての審議は終了したということです。毎回、大変熱心にご審議いただきありがとうございます。水津部会長をはじめ、部会員の皆様、ご苦労さまでした。審議結果を報告書にまとめていただいておりますので、水津部会長からご報告をお願いいたします。

○水津職務代理 9月から、全3回にわたって部会のほうで子どもの権利の推進について話し合ってきた内容について、このたび資料9、子どもの権利部会報告書としてまとめさせていただきましたので、本体会議で報告させていただきたいと思います。資料9です。

まず、子どもの権利部会では、主に第4章の基本的視点1について議論を行いました。その施策について、本体会議でも何度か出ていましたが、評価のところで、単に数字で評価していく方向でいいのか、それでは実態を評価することができないのではないかと、いうところを最初に話をし、評価基準をどうするかという話をまずさせていただきました。そこからスタートさせていただいて、改めて子どもの権利についてアドバイザーのレクチャーも受けながら、必要な視点について整理しました。詳細は事前に配付しておりますので、皆さんにご一読いただけたと思いますが、報告書のほうに触れさせていただいております。

今回、部会の議論の中でたくさんの意見があり、部会を設置していただいたかいのあるわかりやすく整理ができた提案になったのかなと自負はしております。子どもの権利については、喜多先生のお話から学び、安心・安全に生きる権利と自分らしく生きる権利が重点と考え、事業内容についても組みかえや追加を行いました。

相談体制については、自分らしく生きるという側面もありますが、前提となるのは命を守るための相談であるという視点で整理をし直し、散らばっていた事業を1つの方向性にまとめました。

不登校については、いじめと同列ではなく、その原因にはさまざまなものがあり、一人一人に対応できるよう、多様な学びの場の必要性を考えました。居場所についても、単に交流の場所だけではなく、まずは安心して過ごすことができるかどうかということも前提に考えました。

一つ一つの事業がその目的を達成するためにどうあるべきかを議論し、文言を整理するなどの作業を行ってきました。できるだけわかりやすい表現、また、子どもの視点からの表現になるように、短い時間でしたが、部会員の皆さんで知恵を絞ってきました。その結果、事務局のご尽力もあり、今回反映できる内容については、おおむね反映され

たかなとっております。

今回、全体の素案という形で部会で考えた内容について、特に反映していただいておりますので、ご審議いただければと思います。

変更点の具体的なことは、事務局から報告がありますね。なので、そこは事務局報告を伺ってください。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○倉持会長 ありがとうございました。短い間ですけれども、充実した意見交換ができたようであったと思います。

それでは、ほかの部会員から補足はいかがでしょうか。よろしいですか。

部会員以外の方からご意見などありましたら、お受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○谷村委員 ちょっとだけ聞きたいんですが、安心と安全、どっちが上、安全が一番上？

○水津職務代理 安心でまとめたんじゃないかなったけ。

○谷村委員 安全・安心と書いてあったので、安全と安心って、例えばで言うと、違う話だと思うんですよ。どっちが上なのかなって。そうすると、やっぱり安全が一番上ですか。

○水津職務代理 その話は出たんですよ。出て、結局どうなったんだけ。

○子ども家庭部長 子どもからの視点という点で行くと、安心が一番先ではないかというふうな形が出たというところです。

○谷村委員 安心が上ですか。

○子ども家庭部長 安心がまず先じゃないかという。子どもから見てという。私も安全・安心というふうな考えを持っていたんです。子どもたちの視点というところから言った場合、まず安心感というところが一番大きいのではないかというところが委員会の中でも出た。

○谷村委員 安心。安全って、生きるか死ぬかというところの話かなと思ったんですが、そうではない。

○子ども家庭部長 いろいろ、何ていうんでしょう。

○谷村委員 というのは、全体的に今後、この事業とかを横並びで評価したときに、何が一番上なのか下なのかという議論は絶対にあると思うんですよ。いろいろな事業があったときに、どれか捨てなきゃいけないといったときに、生きるか死ぬかをまず一番最初に、それは絶対やらなきゃいけないねとか、そういう評価指標が、便利・不便利だったら、最悪、生きるか死ぬかをとるわけじゃないですか。便利・不便利は不便でいいやって。そういう評価基準というのを明確に定義づけないと、多分、議論ができないような気がして、

まず第一に何を優先するのか、第2に何を優先するのか、第3に何を優先するのかといったときには、安心が一番上。

○水津職務代理 子どもの権利の観点から考えると、安心して子どもが自分らしく生きるということがまずありまして、その中に、子どもの命を守るということが最前線ですということは書いてあります。

○谷村委員 それは安全では……。

○水津職務代理 安全という観点がどこにあるのかがちょっとわからないので。

○鈴木（隆）委員 部会での最後のほうで話があったと思うんですけども、心と体をどちらを優先するかというような観点だと思うんですね。安全というのは、危機に対して守るというようなニュアンスで、安心というのは、自分が何か危機にさらされているときに、相談とかをできるか、危機を回避するときに、相談することによってより危険になってしまうようなケースもあるわけです。虐待されているとか、いじめられているとかというときに相談もできないような状況というのを考えたときに、そっちを先にケアすべきだ、まず心を守りましょうというたしか議論で、安心が先に来たと思います。

○谷村委員 難しいですね。

○子ども家庭部長 多分、そこ、安心・安全って二転三転と言ったら申しわけないんですけども、確かに名前的にはあったのは事実なんですね。

○水津職務代理 報告書のところにあるように、命と心を守るというキーワードで書いてありますので、命を守ることは安全じゃないと言われることはあるけれども、安心が最初にあってというふうに考え方を部会の中では今回してきたので、そういうふうなニュアンスの表現だと思います。

○谷村委員 何となく、ごめんなさい。

○子ども家庭部長 どっちが上とかという観点的なものってあまりないと言ったら申しわけないんですけども。

○谷村委員 でも、結局ないと評価できないんじゃないのかなとは思って……。

○倉持会長 1章のところで、基本的な視点だとか目標というのが出てきますので、そこでまたご議論いただけたらいいかなと思います。

それでは、今の水津委員のお話についてはよろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。

次に、次第4、次期計画策定案、第4、5、1、2章についてやっていきたいと思

ます。

まず、事務局のほうからご説明を受けたいと思います。

○子育て支援係長 次期計画につきましては、今年度に入ってから、全5章の各章ごとに素案をお示し、ご審議いただいております。このうち第3章を除く第1・2・4・5章については、直近では、現委員の任期前で申しわけないんですけども、7月の会議において素案の第2案をお示しし、ご審議いただいたところです。

資料10は、これまでの子ども・子育て会議での審議内容や、先ほどの部会報告、さらには庁内での検討結果を踏まえ修正しました計画全体の素案になります。なお、部会報告の中で示されました第1章と第4章の修正案については、全て反映した内容になっております。

資料をごらんいただきますと、下線を引いてある部分がありますが、これは7月時点の素案から修正した箇所になります。修正箇所のうち、主な部分についてご説明いたします。ご説明の都合上、4章からお話しさせていただいて、関連する5章と1、2章を説明させていただきます。

まず、4章の63ページになります。こちらについては、施策の体系を記載しているところなんですけど、基本目標の1、子どもの安心・安全を守りますとあります。先ほどお話がありましたとおり、子どもの権利部会の中で、子どもの権利の中で最重要なものは安心して生きる権利と自分らしく生きる権利、これらの権利が重点的に守られるようにという視点から変更しております。

以前は、目標1に関しては、子どもの最善の利益を支えますという文言だったのですが、子どもの安心・安全を守りますに変更。その右側の施策の方向性ですが、4項目に再編しました。1-1は命と心を守る相談、救済に関すること、窓口の充実に関すること、1-2は直接的暴力からの保護に関すること、1-3は犯罪抑止に関すること、1-4は子どもの権利の普及に関することというふうに再編しました。

続いて、64ページです。1-1、子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実しますということですが、こちらに関しては、部会のほうのキーワードとして、問題の早期発見と早期対応の重要性、あと、他機関との連携、あと、安心して話せる相談体制の充実、そういったご意見がありましたので、その視点で整理しております。

その下に、子どもの権利で一番大切なことは以下、文章が記載されておりますが、7月の時点の素案では、ここの部分、文章ではなくて、施策の方向性ごとに成果指標を記

載しておりましたが、部会の中で数値的な評価指標がなじまないものも多いため、目指すべき姿やどのように推進していくのか、文章で記載したらどうかというお話がありまして、そのようにいたしました。また、基本目標ごとの成果指標については別途設定することにいたしまして、86ページの第5章の部分で成果指標の一覧を記載しております。後ほど第5章のところでご説明いたします。

変更した点としましては、その下の事業の取組内容・目標のところの表でして、上段の真ん中あたり、参考指標という欄がございます。以前の記載では、こちら、評価指標としていたのですが、これを参考指標に変更しました。部会での話としまして、個別事業の成果は回数の増減などで単純に評価することが困難なものが多くあるため、評価する上での参考との位置付けにというお話がありまして、こちら、参考指標と変更しております。

続いて、65ページです。1-2、いじめ・虐待等の防止と早期発見を図りますとあります。こちらに関しましては、当初、不登校の対応の記載もありましたが、不登校というのはいじめだけではなく、自発的なケースもあるという話がありましたので、不登校対応の関係は5-1、学べる環境のほうへ移行しまして、こちらから外しました。いじめや虐待、体罰等の未然防止と早期発見という視点から事業を整理しております。

その下のほうですけれども、1-3、犯罪等から子どもを守る環境をつくりますと。こちらに関しては、子ども自身の危機回避能力の育成や地域全体での見守り活動の犯罪抑制などの視点から整理して記載しているところです。

続いて66ページです。1-4、普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めますとあります。こちらは、部会のほうでは、普及啓発はあくまで手段であり、周りの大人も子ども自身も子どもの権利を知ること、子どもの権利が活かされる社会を目指すべきではないか、そういったお話がありましたので、その視点から事業を整理しております。

続いて、67ページです。目標2、子どものゆかたな体験と仲間づくりを支えます。こちらに関しましては、ご意見があった思春期以降の自己肯定感や能動的活動意欲の低下を防ぐために、自他の尊重にかかわる体験、経験が重要ではないかというお話がありましたので、その視点から事業を整理しております。

2-1、子どもの意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します。こちらに関しましては、従来の内容が意見表明というものが多かったんですが、それを社会参加という

視点に変更しまして、事業を整理しております。

その下に行きまして、2-2、子どもの体験活動を応援しますです。部会のほうであったお話としましては、体験には、野外体験や宿泊事業の動的な活動のほか、読書や文化芸術体験などの静的活動も含まれる、そういったご意見がありましたので、その視点から事業を整理しました。

続いて68ページです。2-3、子どもの居場所と交流の場を充実しますと。こちらに関しましては、部会のほうで、居場所については積極的な交流だけではなくて、心が安らげる場所といった視点も必要というご意見がありまして、この視点で記載するようにいたしました。

続いて、69ページです。2に児童館事業がありまして、こちらは部会とは直接かわからないところですが、先ほどもお話がありました施設整備の話について追加記載するようにいたしました。事業の内容をごらんいただきますと、最後の3行です。「新たな児童館の整備を含めた児童館の在り方を検討する」と記載しております。

あと、新たに掲載することにした事業がいくつかありますが、その中で紹介させていただきますと、73ページになります。上から2番目、11、産後ケア事業（健康課）とあります。こちらにつきましては、来年度から実施予定ということで、新規掲載することにいたしました。

あと、事業内容を変更したのは78ページになります。一番上、1、もくせい教室ですが、こちらは部会の中でご意見があったこととして、事業内容について、自分らしく生きる権利の視点から、従来は学校への復学を目指すという内容だったんですが、事業の内容を変更しまして、個人に合わせた支援を行う心の居場所という視点から、事業内容を変更したところです。

82ページになります。一番最後のところに、注意書きとして、「第4章掲載事業確定後、「子どもの権利に関する条例関係事業一覧」及び「子どもの貧困対策関係事業一覧」を掲載予定」と記載しております。こちらについては後日追加する予定ですが、まず、子どもの権利に関する条例関係事業一覧ですが、子どもの権利条例をごらんいただきますと、各条にさまざまな子どもの権利が規定されているところですが、それぞれの子どもの権利に対して掲載事業のどれが対応するのか、一覧の形でわかるようにお示ししたいと考えております。

その後の子どもの貧困対策関係事業一覧ですが、こちらは子どもの貧困の政策体系に

沿いまして、貧困対策の関係事業を一覧の形で再掲でわかるようにしたいと考えております。

第4章については以上です。

続いて、第5章のところへ参りまして、85ページです。2の計画の達成状況の点検・評価です。点検・評価に関しましては、毎年、各事業について、重点事業を中心に評価を行うほか、上から6行目、また、計画期間終期には、計画全体及び基本目標について、成果指標に基づく点検・評価を行いますという部分を追加しております。

具体的な成果目標につきましては、次の86ページになります。成果指標の一覧です。本計画においては、市民に沿った成果を把握するために、計画全体及び基本目標ごとに成果指標を設定し、計画の達成状況の点検・評価に活用します。計画全体に関して、成果指標2つ、あと、基本目標それぞれに2つずつ、成果目標を設定しております。

続いて、第1章のところへ参りまして、6ページです。こちらに関しては、基本的な視点と目標、基本的視点1、子どもの育ちを支えますという中の文章を一部変更しております。こちらに関しては、先ほどの第4章のお話と整合性をとるために変更したものです。

また、7ページのところで、課題と方向性で（1）子どもの権利の尊重の方向性の部分に関しましても、一部文言を変更しておりますが、こちらについても4章との整合性をとるものです。

第1章に関しては以上です。

続いて、第2章のところへ参りまして、24ページのところへ参りまして、下のほうの（6）保育施設数と定員の推移ですが、こちらに関しましては、資料を事前送付させていただいた後に数値の誤りが見つかりまして、数字の修正をさせていただいております。

続いて、25ページです。（2）学童保育の話ですが、下のほう、参考として、放課後子ども教室の実施状況に関しまして、追加記載するようにいたしました。

資料自体に関する説明は以上になります。詳細は資料をごらんください。

今後の審議予定に関してご案内させていただきたいと思っております。資料10については、本日と次回、12月の会議でご審議いただき、12月中に計画の素案を確定したいと考えております。その後、その素案に基づきまして、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施、その後、パブリックコメント結果を踏まえ、計画を再検討し、また本会議でご審議いただき、3月末までに計画を確定させたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上です。

○倉持会長 ありがとうございます。

ここでご意見いただきたいところですが、結構時間が押せ押せになってしまって、次回12月で一応一通り審議を終える必要があります。それで、まだ4章、5章、1章、2章について議論しなくてはいけないんですが、時間的にもし厳しいようでしたら、次回会議までにメールなどで事務局にご意見いただいて、それを集約して事前に配付していただくということもできるかなと思うんですが、いかがでしょうか。そのほうがよろしいでしょうか。

○村上（洋）委員 次回の内容が、今日、全然発言できなくて、言いたいことがいろいろあったんですけども、資料をつくって送るというのも必要かなと思っているんですけども、時間がなかなかない部分もあるので、次回ということであれば、次回、今日の次第の（4）次期計画策定についてというところから頭から入るということによろしいんですか。

○倉持会長 はい。

○村上（洋）委員 で、余裕があれば、ある程度事前にお出ししたいと思いますけれども、そうじゃなければ、冒頭からこの議論に入っていくという認識でよろしいんですね。

○倉持会長 はい。

○村上（洋）委員 わかりました。

○倉持会長 もしメールで送っていただく場合の締め切りみたいな話。

○子育て支援係長 次回会議に関しましては、4章をメインにご審議いただきたいと考えております。あと、委員からのご意見があればメールをというお話ですが、本日欠席の方もいらっしゃいますので、明日、事務局からメールでご案内したいと思います。今のところ、締め切りとしては12月1日を考えております。詳細はまたメールでご案内いたします。

○倉持会長 次回会議が12月10日になっておりますので、ちょっと短い、タイトなスケジュールですが、よろしくご協力をお願いいたします。

○鈴木（隆）委員 今、事務局からご説明があった変更点なんですけれども、ちょっと見落としがちなので一言、コメントをさせていただきます。

64ページの事業1番、子どもオンブズパーソンというのがあるんですけども、これ、前期のときから進んでいないというので重点事業に上げられていることで、今回、子ども権利部会としても、ここは大事な事業であるという話が出ていて1番に上がって重点事業になっていると思うんですが、実は令和3年実施になっていたのが、準備に変わっ

て1年後ろ倒しになっています。その裏に何があったかという、アドバイザーの喜多先生が、こういうことをするときには、ちゃんと条例化、準備をしっかりと、権限を付与してやるべきだというような話があったので、そういった準備を1年入れる都合上、実施が令和4年になるということで後ろ倒しになっています。だから、ここが後ろ倒しになっているのでいいのかというのは、多分、議論を要するところだと思いますし、そういう話があったんだけど、準備という言葉だけになっちゃっていて、文言としてはそれが残っていないので、これでいいのかというのは多分、議論したほうがいい部分だと思いますので、ちょっとこの点に関しては述べさせていただきました。

○倉持会長 次回、議論していけたらと思います。

ほかにはよろしいですか。

○子ども家庭部長 1つだけお願いします。12月、1回予定はしていますが、当然、第3章も宿題が結構多く残っているかなと思っていますので、状況によれば、12月、この1回か、1月の頭もう一回も含めて、明日、メールで流させていただきたいなと思っています。ある程度、ここで素案が固まったというところがないと、パブコメにかけられないところがありますので、あと状況によりまして、次回、完全に終わりそうであれば、9時まで考えますが、もうちょっとで終わりそうという形であれば、10分、20分というところも含めて、ご協力方、お願いしたいというところで、最後、締めさせていただきます。

○村上(洋)委員 すいません。今、聞き漏らしたかもしれないんですけども、12月、2回やるということも考えるということですか。

○子ども家庭部長 進捗によってということですか。

○村上(洋)委員 であれば、候補日みたいなのを早目に決めていただいて。

○子ども家庭部長 それも含めて、今日明日、メールをさせていただくという形で、お願いいたします。12月の下旬になるのか、1月の頭になるのかも含めて投げさせていただきます。

○水津職務代理 すいません。パブコメの予定は。

○子ども家庭部長 内部上ですけれども、1月の16から1カ月ぐらいでどうかなというのが我々の考えです。

○倉持会長 どうぞ。

○子ども家庭支援センター等担当課長 最後に、すいません、よろしいでしょうか。机上に、今月、児童虐待防止月間ということで、皆様のほうにパンフレットや啓発物品のほうを置かせていただきました。オレンジ色のハンドブックは、東京都が条例を制定しまして、体罰等

によらない子育てを推進していこうということでつくられた冊子でございます。ご一読いただきまして、子育てに困っているようなことがあれば、そういったようなハンドブックをご紹介いただければと思います。子ども家庭支援センターにもありますし、公共施設のほうで配らせていただいているかと思っておりますので、ご利用いただければと思います。参考にお配りさせていただきました。ご活用ください。ありがとうございます。

○倉持会長 それでは、本日の会議はこれで以上としたいと思います。また次回の会議に継続させていただきます。皆様、ありがとうございました。

閉 会